

I 国による再検証の要請に至る経緯

- 2018年度以前 国が公立・公的医療機関等の具体的対応方針を地域医療構想調整会議で合意するよう要請
- 2019年9月まで 合意された方針が、民間医療機関では担うことのできない医療機能に重点化されているかを、地域医療構想調整会議で再度検証するよう要請するため、国が各医療機関の診療実績データの分析を実施
- 2019年9月26日 第24回地域医療構想WGにおいて、一定の基準に該当した公立・公的医療機関等(424医療機関)を「再検証対象医療機関」として公表

<再検証対象医療機関となる基準>

- A 診療実績が特に少ない（診療実績がない場合も含む）
- B 同一構想区域内に診療実績が類似し、かつ近接する医療機関がある（診療実績がない場合も含む）

2020年1月17日 都道府県から再検証対象医療機関に対して具体的対応方針の再検討を要請するよう、国が都道府県に通知

1. 再検証対象医療機関の具体的対応方針の再検証

- ・都道府県は、再検証対象医療機関に対し、具体的対応方針の再検討を要請すること
- ・再検証対象医療機関は、次の事項について検討し、地域医療構想調整会議での再検証を経た上で、合意を得ること
 - ① 現在の地域における急性期機能や、将来の医療需要の変化等を踏まえた、2025年を見据えた自医療機関の役割
 - ② 分析の対象とした領域ごとの医療機能の方向性(他の医療機関との機能統合や連携、機能縮小、機能廃止等)
 - ③ ①②を踏まえた機能別の病床数の変動

2. 具体的対応方針の再検証等の期限

- ・当面、「骨太の方針2019」における一連の記載を基本として議論を進める(見直しを伴う場合は2020年秋頃までに合意)
- ・国が地域医療構想調整会議の議論の状況把握を行い、その結果を踏まえて2020年度以降の進め方について改めて通知

3. 地域医療構想調整会議の運営

- ・国が提供したデータ分析結果等は、確定するまでの間は非公開とし、当該資料を用いて地域医療構想調整会議を開催する場合は、当該資料や関連する議事録は非公表とすること。

公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証について

Ⅱ 本県の地域保健医療・地域医療構想協議会(地域医療構想調整会議)での議論の状況

【2019年度第2回 11月開催】

- ・概要説明のほか、再検証対象医療機関を有する区域では、当該医療機関に期待する役割等について意見聴取を実施

【2019年度第3回 2～3月開催】

- ・一部の地域を除き、新型コロナウイルス感染症の影響により書面開催へ変更
- ・実施予定であった再検証対象医療機関からの説明(検討状況、実施済みの医療機能の見直し等)と意見交換は延期

Ⅲ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた再検証等の期限について

○2020年3月4日 新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、再検証等の期限について国が通知

『2019年度中とされた見直しの期限に関しては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から政府として一定期間はイベント等について中止、延期等の対応を要請していること等と歩調をあわせつつ、厚生労働省において改めて整理の上、通知する』

○2020年8月31日 再検証等の期限について国が改めて通知

(通知のポイント)

- 「経済財政運営と改革の基本方針2020」において、「感染症への対応の視点も含めて、質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の整備を進めるため、可能な限り早期に工程の具体化を図る」とされた。
- 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた今後の医療提供体制について、「社会保障審議会医療部会」において議論を開始した。
- このため、再検証等の期限を含め、地域医療構想に関する取組の進め方について、これらの議論の状況や地方自治体の意見等を踏まえ、厚生労働省において改めて整理の上、示す。

Ⅳ 本県の対応

- 2020年度第1回地域医療構想調整会議(10～11月開催)において、再検証等の期限の延長について説明
- 国の議論の動向を踏まえ、今後の進め方について方針が示され次第、県としての対応を検討
- 検証に当たっては、コロナ禍における地域の医療提供体制の状況も踏まえて議論